

平成 16 年 3 月
四国電力株式会社

新たな原子力安全規制に係る伊方発電所の対応状況等について

新たな原子力安全規制の制度整備として、品質保証体制・保守管理活動の確立、定期事業者検査制度（定期安全管理審査）の導入等があります。これらの制度に適切に対応するための伊方発電所における最近の取り組み状況は、以下のとおりです。

1. 伊方発電所原子炉施設保安規定の変更

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）が改正され、原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の記載事項として、品質保証および保守管理等に関することが追加され、保安活動の計画、実施、評価及び改善（Plan-Do-Check-Action）の各段階を通して保安活動を継続して改善する仕組みを明記することになりました。これらを反映して昨年 12 月に保安規定の変更認可申請を行い、現在原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）において審査が行われています。保安規定の変更内容の概要は、次のとおりです。

（1）品質保証に関する事項

実用炉規則の要求事項を満たす規程として（社）日本電気協会原子力規格委員会が ISO9001-2000 をベースに制定した「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2003）」に基づき、以下の事項を記載する。

・品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築する際に考慮しなければならない要点や活動を記載するとともに、文書および記録の管理方法を記載。

・経営者の責任

トップマネジメントである社長が行う事項として、品質方針の設定、目標設定のための仕組みの設定および責任と権限の明確化ならびにマネジメントレビューの実施等を規定。
また、社長は、原子力本部長および考査室原子力監査担当部長を管理責任者として任命することを規定。

・資源の運用管理、業務の計画および実施、評価および改善

(2) 保守管理に関する事項

実用炉規則の要求事項を満たす(社)日本電気協会原子力規格委員会
が制定した「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2003)」に基づき以
下の事項を記載する。

- ・ 保守管理の実施方針および目標、保全の対象範囲の策定、保全プロ
グラムの策定
- ・ 保全計画、保全の実施、点検・補修等の結果の確認・評価、是正措
置、保守管理の定期的な評価
- ・ 記録の採取および保存

以上の変更内容等を反映した保安規定に基づいて、伊方発電所の品質保証
体制・保守管理活動に係る内規類の整備等も合わせて実施しています。

また、今回の変更内容について国の認可を得た後、国が実施する保安検査
(4回/年)は、品質保証活動に着目したプロセス型検査となります。当社
はこれらの状況についても情報公開に努めます。

2. 定期安全管理審査への対応

「電気事業法施行規則」の改正に伴い、昨年10月以降開始の定期検査に
ついては、これまでの定期検査の申請に追加して、組織、検査の方法、工程
管理等が審査される定期安全管理審査の申請を行うこととなっています。

伊方発電所では、本年4月開始予定の伊方2号機17回定期検査から定期
安全管理審査の申請を行う等、新たな検査制度に本格的に移行します。

このため、定期安全管理審査の対象となる定期事業者検査の要領書を整備
するとともに、文書審査の対象となる内規類の整備を行い、3月 日、独
立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)に申請書を提出いた
しました。

2号機17回定期検査において、定期安全管理審査の対象となる定期事業
者検査は99件あり、このうち約10%程度が抽出され、実地で審査される
こととなっています。機構の審査結果に基づき保安院の評定が行われ、評定
結果により次回の定期安全管理審査での実施項目が増減される等のインセン
ティブ規制が行われる仕組みとなっています。

なお、従来から実施されている定期検査については、99件の定期事業者
検査のうち、50件について保安院、機構の検査を受けることとなっていま
す。

当社は定期安全管理審査の状況等についても、保安検査と同様、情報公開
に努めます。

3．伊方発電所の組織整備

伊方発電所では、上記の新たな検査制度に適切に対応する観点から、本年3月1日より、発電所における品質保証活動の総括業務を行う「品質保証グループ」を設置しました。また、関係会社への出向を増加させ、四電グループが一丸となって確実に保守管理等を行う体制の強化を行っております。

4．その他の安全確保活動について

以上のとおり新たな検査制度に適切に対応するとともに、伊方発電所では引き続き、積極的な情報公開による透明性確保や発電所作業員全員の一体感の醸成等に努め、より一層信頼される発電所を目指します。

(1) 情報公開

伊方発電所では、平成11年12月の安全協定確認書改定以降、「正常状態以外の全ての事象」について情報公開を行い、透明性を確保することにより伊方発電所および原子力に対する理解促進に努めており、今後とも積極的な情報公開を継続します。^{*1}

なお、全国大の取り組みとして、昨年10月1日にインターネットのホームページ「原子力発電情報公開ライブラリー(ニューシア)」^{*2}を新たに開設し、法令に基づくトラブル情報はもとよりトラブルに至らない軽微な事象についても掲載し、産官学で情報共有するとともに情報公開に努めています。今後、いろいろな立場の方々のご意見も取り入れて保守管理活動に活用します。

*1：当社の情報公開アドレス「<http://www.yonden.co.jp/>」

*2：ニューシアのアドレス「<http://www.nucia.jp/>」

(2) 伊方ネット21

平成12年5月より、協力会社を含む発電所作業員全員の交流を深め、安全意識の高揚や一体感の醸成を図るため「伊方ネット21」を設立し、作業員一人ひとりまで浸透するよう継続的に活動しており、今後ともより一層の定着化を図ります。

以 上

新たな原子力安全規制の概要

伊方発電所の対応

1. 品質保証体制・保守管理活動の確立

2. 定期事業者検査制度等の導入

3. 工事計画認可対象の明確化

4. 事故・故障等の報告基準の明確化

5. 軽微な事象を含めた情報の収集・提供体制の整備

6. 定期安全レビューを法令上位置付け

7. 安全規制体制の大幅強化 等

保安規定の変更

品質保証に関する事項を記載

- ・品質マネジメントシステム, 経営者の責任
- ・業務の計画、実施、評価及び改善 等

保守管理に関する事項を記載

- ・保守管理の実施方針・目標
- ・保全計画、保全の実施、点検・補修等の結果の確認・評価、是正措置、定期安全レビュー 等

定期安全管理審査

- ・2号機17回定検から受審

組織整備 (自主的取組み)

- ・「品質保証グループ」を設置
- ・四電グループ一丸となって確実に保守管理等を行う体制の強化

情報公開 (自主的取組み)

- ・「正常状態以外の全ての事象」を公開
(平成11年より先行して実施)
- ・全国大で「ニューシア」を開設

伊方ネット21 (自主的取組み)

- ・協力会社を含む発電所作業員全員の交流を深め、安全意識高揚、一体感醸成